

令和6年第3回菊池広域連合議会定例会会議録

日 時 令和6年12月24日(火)

午 後 2 時 4 4 分

場 所 菊池広域連合議会議場

1. 議事日程(第1号)

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 議案第14号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第5 議案第15号 菊池広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第6 議案第16号 令和6年度菊池広域連合一般会計補正予算(第2号)について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第7 報告第3号 専決処分(損害賠償に係る額の決定)の報告について
- 日程第8 委員会の閉会中の継続調査について

2. 出席議員(22名)

| | |
|----------|-----------|
| 1番 荒木崇之 | 2番 工藤圭一郎 |
| 3番 泉田栄一朗 | 4番 山瀬義也 |
| 5番 平直樹 | 6番 水上隆光 |
| 7番 永清和寛 | 8番 坂本武人 |
| 9番 吉永健司 | 10番 青山隆幸 |
| 11番 後藤修一 | 12番 大村裕一郎 |
| 13番 三宮美香 | 14番 豊瀬和久 |
| 17番 鬼塚洋 | 18番 中岡敏博 |
| 19番 岩下和高 | 20番 馬場功世 |
| 21番 坂本秀則 | 22番 福島知雄 |
| 23番 澤田雄二 | 24番 桐原則雄 |

3. 欠席議員（2名）

15番 津田桂伸

16番 坂本典光

4. 説明のため出席した者の職氏名（16名）

広域連合長 吉本孝寿

副広域連合長 江頭実

副広域連合長 荒木義行

副広域連合長 金田英樹

事務局長 飯開輝久雄

総務課長 緒方大祐

福祉課長 清本建

環境衛生課長 森淑晃

環境施設課長 吉田伸二

総務課総務係長 谷川友朗

消防本部消防長 狩野俊隆

消防本部総務課長 藤川哲郎

消防本部警防課長 稲倉孝

消防本部予防課長 谷山優一

消防本部警防課長 隈部尚樹

消防本部通信指令課長 渡辺勤

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（6名）

書記長 飯開輝久雄

書記 新永崇博

書記 大久保正尚

書記 松原秀一

書記 古田弘毅

書記 灰瀬杏奈

開会 午後2時44分

-----○-----

○議長（桐原則雄） 予定よりも少し時間が早いですが、始めさせてもらってよろしいですか。

では、皆さんご起立をお願いします。こんにちは。ご着席ください。

ただいまから、令和6年第3回菊池広域連合議会定例会を開会します。

なお、15番、津田桂伸議員、16番、坂本典光議員から欠席の申し出がっておりますので報告します。

併せまして、熊本日日新聞社のほうから傍聴の申し出がっておりますので、許可をいたしましたことをご報告申し上げます。

早速ですが、お手元に配付しております議事日程に従いまして、議事を進めてまいりますと思います。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（桐原則雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、菊池広域連合議会会議規則第116条の規定により、3番、泉田栄一郎議員、11番、後藤修一議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（桐原則雄） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日の1日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 一般質問

○議長（桐原則雄） 次に、日程第3、一般質問を行います。質問の通告がっておりますので、これより質問を許します。

なお、申し合わせにより、一般質問は一人一件につき3回または60分以内の質疑応答でありますので、ご承知願います。

三宮美香議員。

○13番（三宮美香議員） こんにちは。議席番号13番、三宮美香です。通告に従い、

一般質問をします。質問は大きく3つです。

1. 消防でのハラスメント予防と対策、2. 消防署と消防団の連携。どちらも消防長への質問になります。

1つ目、消防でのハラスメント予防と対策については、今年10月定例会で同僚議員から消防の職場環境についての一般質問で、現状と対応を回答されました。今や人々は、ハラスメントはしてはならないと明確な認識を持っています。その認識が不足し、認識していたとしても態度が改まらない人たちが今でもハラスメント問題を起こしているのです。新聞でも報道されたように、残念なことに大津町でも、会計年度任用職員によるハラスメントが発生し、経過などの説明を受けましたが、当事者も周囲の者も人権感覚の低さや傍観者となる点など課題があり、やはりきちんとしたハラスメント対応と対策の必要性を感じたところです。

そこで、具体的な予防と対策について質問をします。

①ハラスメント相談窓口を設けられ、消防本部総務課に相談員を派遣されましたが、相談窓口の開設は、ただ設置すればいいというわけではなく、慎重に行わなければなりません。被害者救済、行為者処分、再発防止の観点から効果的な設計が必要とされています。そのため、窓口では適切に対応できるよう、必要な研修を受講する必要があります。どのような研修を計画的に受講されていますか。

②ハラスメント防止に向けた教員研修や教育の実施状況について、研修をどの頻度で実施していますか。また計画をしていますか。上司や指導者向けの特別な研修の計画はありますか。

③性別や背景の多様性を尊重した職場環境の構築について、どのような取り組みを検討されていますか。

以上、3点について、お尋ねします。

○議長（桐原則雄） 狩野消防長。

○消防長（狩野俊隆） 三宮議員のご質問にお答えいたします。

まず、①の質問の消防本部総務課に配置されましたハラスメント相談員の研修状況につきましてお答えをいたします。

ハラスメントの相談窓口を行っている男性職員、女性職員、それぞれ1名の職員を毎年3回の研修に参加させております。具体的には、熊本県市町村課主催のメンタルヘルスマネジメント実践研修会、熊本県市町村職員研修協議会主催の管理監督者向けのハラスメント未然防止力向上研修会、菊池広域連合主催の全職員を対象としたハラスメント研修会に参加し、相談対応のスキルを高めているところでございます。

②の質問の、ハラスメント防止に向けた研修・教育につきまして、お答えをいた

します。

ハラスメント防止に向けた研修・教育につきましては、毎年開催しております。今年度も職員全員参加の全体研修を、ご承知のとおり消防は3交代の泊まり勤務がございますので、3日間実施したところでございます。研修の内容につきましては、毎年度実施するハラスメント等撲滅推進会議におきまして、その時期・内容について決定しております。本年度は、アンケート結果に一部ハラスメント・ハラスメント、いわゆるハラハラと言われておりますが、その傾向が見られたこと、また、女性活躍の推進を図ると同時にセクシャルハラスメント、いわゆるセクハラについても重点に理解を深めることが必要であることから、この2点を講師の方にお願ひし、研修を実施いたしました。

また、上司や指導者向けの研修につきましても、管理職を中心に参加しており、熊本県市町村職員研修協議会主催の研修や一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会主催の安全衛生管理研修会、熊本県市町村職員共済組合主催の健康管理・監督者セミナーなどを毎年受講している状況でございます。

③の質問の、多様性を尊重した職場環境の構築に関する検討について、お答えをいたします。

多様性に関する職場環境の構築については、総務省の地方公務員におけるダイバーシティ・働き方改革推進のためのガイドブックや厚生労働省の職場におけるダイバーシティ推進事業にある企業の取組事例などのほか、国からの助言通知等を参考に対応、検討しているところでございます。

まず、対応につきましてご紹介いたしますと、働き方改革の一環としまして、時差出勤の試験導入を広域連合で行っているところでございます。消防本部の対象者は、消防本部の毎日勤務者、約30名で、対象者の3割程度が活用している状況でございます。また、育児休業明けの職員、救急救命士の資格を持つ職員の復職サポートの受け皿、また、多様な働きにもつながるように、桜消防署に通常の24時間体制の救急隊のほかに、日中を活動時間としている救急隊、日勤救急隊と呼んでおりますが、昨年10月より配備したところでございます。この日勤救急隊の活動時間は、朝8時半から夕方5時15分までとなっております。帰宅時間の安定を確保するため、午後4時以降の救急事案には対応せず、代わりに通常の救急隊が出場する仕組みとなっております。

これからの検討事項としましては、女性活躍の推進として、適材適所を原則とした職域の拡大も考えており、新たな部署による女性管理職の登用も近い将来あると期待しているところでございます。

最後になりますけれども、性的マイノリティに関しましても、相談体制が一番重

要だと考えております。そのためには他者を理解する力、相手の身になって考える力が備わった組織体制をつくり上げなければなりません。

現在のところ、具体的な対応までできておりませんが、これからも全ての人が働きやすい環境をつくるため、検討・努力を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○13番（三宮美香議員） 再度質問をいたします。

今、丁寧な説明をいただきましたが、研修などですね、文献などで確認しますと、明らかにハラスメントに対する研修不足が伺える、全体的に、全国的にということですね。そういうところで、年に1回程度の研修では、研修またはテーマもバラバラでは、ハラスメント防止を図ることはとても難しいだろうという内容のものがありました。今回、今説明をしていただいた研修なども、ハラハラの傾向があったので、そちらのほうに特化したものをしたなど詳しく説明をいただきましたが、では実際受けた側はどのように思ったのか、というところの結果的なところが見えませんでしたので、それを受けた職員側はどのように思っているのか、また具体的に今後の計画としてどのように入れていくのかということが1つ、それから性別の背景の多様性のところの質問なんです。私が「まとい」を読んでいて、多分20年ぐらい前に始めて女性の職員が消防署に入って、すごく驚いた記憶があります。それから20年ほどかけて8名ぐらいの女性の職員さんが増えたと思うんですが、やはり男性ばかりの職場に女性が入ってきたときの指導の方法、研修などは今までどおりではなかなかうまくいかないと思うんですが、そこら辺に特化してどのようにされてきたのかと、今後そこをどのように考えていらっしゃるのかを再度お尋ねします。

○議長（桐原則雄） 狩野消防長。

○消防長（狩野俊隆） 再質問にお答えいたします。

まず1問目、研修の結果をどのように今後生かすかということということでございますけども、この研修の結果はアンケートを取っておりますので、それにつきましては、年1回の前半に行いますけども、4月か5月に撲滅推進会議の中で、その結果を受けたところでの、先ほど申し上げましたように、研修の内容に反映させるというようなかたちをとっております。

2つ目のご質問にお答えいたします。女性に特化した研修というのはですね、正直なところ、なかなか消防本部ではできておりませんので、熊本県12消防本部、熊本県消防学校とともにですね、いろいろ研修会をされております。その書いた手元資料がございませんので、具体的にはお答えすることはできませんが、2回ほど私は研修があっているものというふうに記憶しているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○13番（三宮美香議員） 再質問はありませんが、2点お願いしておきたいことがあります。アンケートなどをとられているということですが、なかなかせめて広域議会に、ここの広域議会にはアンケートの結果をきちんと公表していただきたいなど思ったところが1つ。それから、相談件数の多さは信頼度のバロメーターと言われていいますので、少ないからよいというわけではなくて、相談しやすい窓口をぜひ目指していただきたいというお願いを2点して、次の質問に移ります。

2つ目、消防署と消防団の連携についてです。消防署と地区の消防団は地域の安全を守る重要な存在であり、連携が不可欠だと思います。そこで、以下をお示しく下さい。

①消防署と消防団の連携体制について。緊急時や訓練時にどのような連携体制をとっているのか、また、連携強化に向けた取り組みはあるのか。

②消防団員の育成と確保について。消防団員の高齢化や人員不足が課題となっています。先日の大津町の全員協議会でも、消防団員の推移として、令和元年には627人だった消防団員が、令和6年には493人と大きく減っていました。必要な正規団員数は550人とされています。消防団員の確保や育成のために、消防署としてはどのような支援を行っていますか。

③消防署が消防団に対して提供している技術的な支援などの現状はどうなっていますか。

④訓練や防災活動での協働について、消防署と消防団が合同で行う訓練や防災活動の頻度や内容はどのようなものですか。

⑤地域特有の課題への対応として、地域特有の災害リスク、洪水や地震・火災などに対して、消防署と消防団はどのように連携して対策を講じていますか。

以上5点、お願いします。

○議長（桐原則雄） 狩野消防長。

○消防長（狩野俊隆） ご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の質問の、消防署と消防団の連携体制でございますが、この質問の中でもありましたように、災害対応は消防団と常備消防の連携がとても重要でありますことから、各市町の消防団幹部と消防本部幹部で構成しております菊池消防連絡協議会、その中で常備消防と消防団との融和と協調を図り、防災情報の交換、並びに消防業務の研鑽を行い、もって消防の健全な発展につなげているところでございます。

具体的には、顔の見える関係、お互いに遠慮なく意見等が言えるように、年数回

の会議、会議終了後に意見交換会として食事会等を開催しているところでございます。

また、年1回には、他県への防災研修も合同で開催しているところでございます。

顔見知り、意見が言える関係は、連絡協議会の会議の中でも結果的に様々な活動の検証ができており、お互いの課題を見出し、双方が意見を言い合い、早期に解決することで、よりスムーズな、より強靱な消防体制の構築につながっているところでございます。

緊急時の対応につきましても、常備消防と消防団の申し合わせの中で、通報段階で災害状況を把握し、消防団の協力が必要だと判断した場合には、防災行政無線及び消防団幹部への災害発生メールを発信し、消防団の迅速な応援出動につなげているところでございます。

実際の現場活動では、情報統制を目的とした現場指揮本部を設置しておりますが、良好な関係が功を奏し、迅速に遠慮なく、気兼ねなく、お互いに情報を共有することにより、適切な現場活動、住民サービスにつながっているところでございます。

本年度から、公務員の定年延長が始まり、高齢期職員が当消防本部でも数名おりますが、いわゆる60歳を超えた管理職の経験を持つ職員は、これまでの消防団との関係を生かすため、南消防署の指揮隊に配属しております。

また、各訓練を実施する際につきましても、常備消防、消防団が事前に準備の段階で、密に情報交換、意見交換を行っておりますので、形だけの訓練ではなく、時代に合った訓練、消防職員、消防団の双方の意見を踏まえた訓練が実施できているところでございます。

2つ目の質問、新規消防団員の人員確保と育成についてお答えします。

消防団員の減少につきましては、全国各地共通の課題でございます。あらゆる機会を捉え、避難訓練や救急法など事業所に出向する際、国が作成した消防団員募集ポスターを配布するなど、広報活動を行っておりますが、各構成市町のご担当者様に現状をお聞きしますと、「近年はやはり減少傾向にある」とのことでした。

これからは、先ほど申し上げましたポスター配布だけではなく、消防団の魅力、そして消防団の必要性につきましても可能な限り市町と連携して、少しでも消防団の確保につながる活動を行ってまいりたいと考えているところでございます。

3つ目の質問の、消防団員に対して提供している技術的な支援についてお答えいたします。

現状、新入団員への規律訓練や火災対応の基本となる小型ポンプ操法の指導を行っております。また、冒頭で消防連絡協議会定例会を年に3回実施しております。

火災防御訓練の勉強会、救助技術の見学会など、消防団の要望に応じて各種勉強会等を実施しているところでございます。

消防団員の訓練につきましては、熊本県消防学校でも行っており、それ以外の訓練につきましては、これからも引き続き、各市町の消防団のご要望を踏まえまして、全力で応えてまいりたいと考えております。

4つ目の質問の、訓練や防災活動、消防署と消防団が合同で行う訓練の頻度や内容はどのようなものかについてお答えいたします。

毎年度、若干内容が異なりますので、本年度を例に申し上げますと、4月に新入団員規律訓練、6月から8月には火災対応の基本となる小型ポンプ操法訓練、11月には熊本県防災消防ヘリを活用した総合防災訓練を実施しております。

また本年度、大津町に寄贈されました水槽車を活用して、山林火災を想定した送水訓練を実施したところでございます。

最後の質問の、地域特有の課題、災害リスクに対し、消防署と消防団はどのように連携して対策を講じているかについてお答えします。

昨今の管内災害状況、自然災害・大規模大地震への対応については、各計画に基づき、人材力・人員力・資機材力・応援力・受援力・DX力を消防力に変えて、適切に対応いたします。その中で、消防団の力は、必要不可欠でございます。消防団と常備消防、立場こそ違いますが、地域の防火・防災、そして住民の皆様の安全・安心をお守りするという責務・使命におきまして、私たちは災害に立ち向かう仲間であり、同志でございます。

これまで、消防団・常備消防の先輩方がつくり上げたこの関係、この文化を継続し、これまで同様の、それ以上に連携強化に努め、住民の皆さんのため、守りたい未来のために全力を尽くしてまいります。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○13番（三宮美香議員） 今回は、消防署と消防団の連携について、純粹にどのような感じなのかをお尋ねしたくて質問をさせていただきました。丁寧に説明していただき、ありがとうございます。

おりしも、今朝の熊日新聞に菊池のほうの消防団の訓練のことが記事に結構大きく載っております。菊池市消防団の公務災害を防ぐ研修というところで、消防団員と公務災害補償等共済基金の助成と後援を受け初めての実施と書いてあってびっくりしたところです。ただ、菊池は北消防署のほうにもいろいろとお話をお伺いに行ったときに感じたんですが、消防団との関わりもかなり持っていらっしゃるって、地域の安全を守ろうという気持ちがとても、菊池にしかちょっと行ってないの

何とも言えないんですが、すごくいい関係を持っていらっしゃるんだなというふう
に感じたところでした。今後も地域の安全を守る重要な存在であるように、連携を
お願いしたいと思います。

質問は以上です。

○議 長（桐原則雄） これで、三宮美香議員の一般質問を終わります。

以上で、通告されました一般質問は終了しました。

-----○-----

日程第4 議案第14号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び 規約の一部変更について

○議 長（桐原則雄） 次に、日程第4、議案第14号、熊本県市町村総合事務組合の
共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。吉本広域連合長。

○広域連合長（吉本孝寿） 本日、令和6年第3回菊池広域連合議会定例会を招集いた
しましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私とも大変ご多用の中、ご出
席いただきまして誠にありがとうございます。

また、本連合の運営につきましては、日頃から格別のご理解・ご協力を賜り、厚
く御礼を申し上げる次第でもございます。

それでは、議案書の1ページをお開きをください。

議案第14号でございます。熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変
更及び規約の一部変更についてをご説明いたします。

今回の変更は、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち、熊本県市
町村総合事務組規約に規定をする「住民の交通災害見舞金に関する事務」につい
ての一部変更になります。

2ページをお開きください。新旧対照表にもありますとおり、第3条第10号で、
令和7年3月31日をもちまして、山鹿市が脱退することにより、規約の一部を変
更する必要が生じたものでございます。一部事務組合の共同処理する事務及び規約
の変更するため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの
でございます。

以上、議案第14号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び
規約の一部変更についての説明といたします。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上
げます。

○議 長（桐原則雄） これから質疑を行います。質疑はありますか。

鬼塚議員。

○17番（鬼塚 洋議員） すみません、ちょっと前置きが長くなりますが、質問させていただきます。

熊本県市町村総合事務組合がなされるのが、書いてあります交通災害見舞金制度ということで、先ほどこの制度については全員協議会で制度の概要、住民の方が各自治体で加入している自治体の住民の方が交通事故の被害に遭った場合に一定の見舞金をあげる制度だというふうにご説明いただきました。そして山鹿市のほうが今回抜かれる理由については、現在任意保険とかも割と入られてる方が多いので、自治体としてその必要性がないというふうな回答をいただいたと記憶しております。ただ、今回私のほうで調べましたところ、任意保険の加入率については、現在やっぱり75%程度で、4個交通事故があれば、1つは任意保険に加入なくて、そういう場合にも自賠償保険があるんですけど、自賠償保険というのは最低限度の補償しかないので、十分な保険ではないというふうに思っております。

一方で、交通事故についても、全国的には若干減ってるんですけども、令和5年度約30万件、熊本県内でも昨年、令和5年度約3,300件あったそうです。令和2年から令和4年までが約3,100件だったそうなので、むしろ交通事故の件数のほうは増えております。とりわけ、この連合の管轄ではTSMC等が、大きな企業が入ってきて、渋滞が慢性化しておりますので、交通事故については件数が増えていくので、こうしたことを考えれば、住民の方のためにはこうした制度をどんどんどんどん、加入自治体が全国的に減ってるというふうに私は把握しておりますので、非常に残念なんですけれども。

今回質問させていただきたいのは、もうこの山鹿市のほうは決定されているからもうやむを得ないと思うんですけども、山鹿市様が今回この組合を抜かれることに対して、連合長として何かご意見はあるのかということと、2点目が、この組合に関して、この広域連合では、まだ合志市さんは令和元年の8月に抜かれてますけど、菊池市と大津町、菊陽町は加入しております。今後、この1市2町が抜けようみたいなことで動こうとした場合に、広域連合して何か働きかけとか考えられているのかについて、回答をお願いします。

○議長（桐原則雄） 飯開事務局長。

○事務局長（飯開輝久雄） ただいまの質疑につきましては、当然各自治体の判断で対応してるということですので、いわゆる菊池広域連合の立場として、その各市町に対してどうこうと言えるような立場にはございませんけれども、漏れ伺ったところによると、やはりメリット・デメリットというのがありまして、この保険に関する部分においてはメリットがだいぶ、その市については減ってきているというようなお話を聞いているところでございます。なので、繰り返しになりますが、広域連合

の立場として、各市町の脱退・加入に関しての理由、それから立場というのをですね、この立場として申し上げることはできないんですけれども、今後、鬼塚議員が言われるとおり、このメリット辺りも各市町が考えながら対応していくべきものなのかなというふうに考えておりますが、大変恐縮ですが、私の立場として、この場でどうしたほうが良いということに申し上げることはできませんので、よろしくお願い致します。

事務局長としては、以上になります。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第15号 菊池広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（桐原則雄） 次に、日程第5、議案第15号、菊池広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。吉本広域連合長。

○広域連合長（吉本孝寿） 議案書5ページをお開きをください。

議案第15号、菊池広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をいたします。

7ページをお開きください。

今回の改正は、新旧対照表のとおり、第3条及び第5条を地方公務員法第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任等の手續及び効果に関し、新たに失職の例外規定等を規定するため、所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第15号、菊池広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明といたします。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長（桐原則雄） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第16号 令和6年度菊池広域連合一般会計補正予算（第2号）について

○議 長（桐原則雄） 次に、日程第6、議案第16号、令和6年度菊池広域連合一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。吉本広域連合長。

○広域連合長（吉本孝寿） 議案書13ページをお開きをください。

議案第16号、令和6年度菊池広域連合一般会計補正予算（第2号）について、ご説明をいたします。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万8,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億2,177万9,000円とするものです。

20ページをお開きください。歳入の補正につきましては、款6繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金におきまして、業務執行見込に伴う増額で、ごみ処理費分として5万8,000円の増額とするものでございます。

21ページをお開きください。歳出の補正につきましては、款4衛生費、項2清掃費、目3ごみ処理費におきまして、環境施設課で使用しております、複写機保守料の執行見込額として5万8,000円の増額とするものでございます。

以上、議案第16号、令和6年度菊池広域連合一般会計補正予算（第2号）についての説明といたします。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（桐原則雄） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありますか。

[「異議なし」の声あり]

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 報告第3号 専決処分（損害賠償に係る額の決定）の報告について

○議 長（桐原則雄） 次に、日程第7、報告第3号、専決処分（損害賠償に係る額の決定）の報告についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。吉本広域連合長。

○広域連合長（吉本孝寿） 議案書23ページをお開きください。

報告第3号、専決処分（損害賠償に係る額の決定）の報告について、ご説明をいたします。

本件は、緊急走行中の救急自動車の物損事故の発生に伴い、相手方と示談を進めた結果、損害賠償額が50万円以下でありましたので、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年12月5日に専決処分したものであり、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

24ページをお開きください。

専決第1号、専決処分書の内容についてご説明いたします。

専決処分日は、令和6年12月5日でございます。事故発生日時は、令和6年8月7日水曜日、午後4時30頃。事故発生場所、大津町大字下町227番地1。物損事故の相手方、記載のとおりでございます。

物損事故の概要でございますが、救急自動車が緊急走行中、被害者宅のブロック塀及びフェンスに車両左側面を接触させ、ブロック塀及びフェンスを破損させたものでございます。損害賠償の額は7万840円でございます。

なお、この額を支払うことにより、双方は本件に関し、今後一切の請求、異議の申し立てはしないということが和解の内容でございます。

以上で説明を終わります。

○議 長（桐原則雄） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第 8 委員会の閉会中の継続調査について

○議 長（桐原則雄） 次に、日程第 8、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長、各常任委員長及び特別委員会委員長から所管事務調査事項についてお手元に配付してあります閉会中の継続調査申出一覧表のとおり申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長、各常任委員長及び特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長、各常任委員長及び特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

最後にお諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、菊池広域連合議会会議規則第 4 5 条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

お諮りしたとおりに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

令和 6 年第 3 回菊池広域連合議会定例会を閉会します。

全員、起立をお願いします。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後 3 時 2 4 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池広域連合議会議長 桐 原 則 雄

署 名 議 員 泉 田 栄一朗

署 名 議 員 後 藤 修 一